

第14回 定例農業委員会総会議事録（第24期）

1 日時 令和3年8月25日（水）8時59分～9時33分

2 場所 阿久根市役所第1会議室

3 出席委員（10名出席）

②中野 和徳 ③石原 勇一郎 ④園田 勇一 ⑤栢 幸三
⑥田嶋 輝男 ⑦高原 熊夫 ⑧尻無濱 俊幸 ⑩樫八重 玲子
⑪白濱 和利 ⑫石坂 務

出席農地利用最適化推進委員（6人出席）

○辻 喜久男 ○竹原 長政 ○小田 新一 ○山口 幸春
○石原 岩雄 ○尾上 進

4 欠席委員

(1) 農業委員 ⑨富永 勝志
(2) 農地利用最適化推進委員 ○白肌 正

5 遅刻委員

なし

6 議事日程

諮問第 8号 農業経営改善計画の認定に係る意見について
議案第38号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業分）について
議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第42号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について（農地法第5条）
議案第43号 非農地証明願いについて
議案第44号 農用地利用集積計画について
その他（報告等）・・・なし

7 農業委員会事務局等出席職員

○農業委員会事務局 園田 豊（事務局長）
鍋藤 雄太（管理係長）
岩崎 展幸（管理係）
川畑 幸博（管理係）
奥 裕太（管理係）
○農政課 山下 紗弥美（農政管理係）
京田 雄哉（農政管理係）

議長 (石坂 務)

現在、10名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していることをご報告いたします。

これより第14回定例農業委員会総会を開会します。

議長 (石坂 務)

日程第1，議事録署名委員の指名ですが、議長において、7番 高原熊夫委員，8番 尻無濱俊幸委員をご指名いたします。

議長 (石坂 務)

日程第2，会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。

よって、第14回 定例農業委員会総会は、本日1日限りと決定いたしました。

なお議事日程については、お手元に配布してある日程表のとおりですので、ご了承願います。

議長 (石坂 務)

日程第3，諸報告であります。

私は、7月29日、鹿児島市のウェルビューかごしまにて市町村農業委員会会長、事務局長等会議に事務局長とともに出席いたしました。私からは以上であります。皆さま方からありましたら、その他のところでお願いをいたします。

議長 (石坂 務)

日程第4，諮問第8号 農業経営改善計画の認定に係る意見についてを議題といたします。農政課の説明を求めます。

農政課 (山下 紗弥美)

諮問第8号につきまして説明いたします。

(資料にて説明)

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。質疑を許します。質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。農政課の説明は認定しようとするものであります。ただいま諮問のあった件について認定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については、異議がない旨を答申することにより決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第5，議案第38号 農用地利用集積計画の農地中間管理事業分についてを議題といたします。

それでは、農政課の説明を求めます。

農政課 (京田 雄哉)

それでは議案第38号，農用地利用集積計画の農地中間管理事業分，令和3年第7号についてご説明いたします。

(資料にて説明)

以上です。

議長 (石坂 務)

農政課の説明が終わりました。これより質疑を許します。
質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。
本件については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。
よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第6，議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（奥 裕太）

それでは、議案第39号についてご説明いたします。議案書のページをご覧ください。今回農地法第3条の申請は、所有権移転が1件です。

整理番号1について、地図は1ページです。

申請地は、脇本字平1306番地1で、畑ほか1筆合計492㎡です。

譲渡人は、〇〇 〇〇氏、譲受人は、〇〇 〇〇氏です。権利の種類は所有権移転で売買です。

申請の理由は、農業を開始するためです。譲受人は、労働力、下限面積等につきましても許可要件を全て満たしており、また、農業経験年数も十分でありますので、これから効率よく耕作されていくものと考えます。

なお、議案書に記載してあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件のすべてを満たすものと考えます。以上で説明を終わります。

議長（石坂 務）

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

3番委員（石原 勇一郎）

議案第39号にかかる調査は、8月11日に、「2番委員」及び私並びに事務局担当職員で行いました。就労日数、耕作面積など問題はなく、営農にも積極的に取り組んでおられます。申請地の耕作意思も確認いたしました。したがって、調査結果は許可相当であります。

議長（石坂 務）

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長（石坂 務）

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり、許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長（石坂 務）

異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第7, 議案第40号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは議案第40号のご説明をいたします。今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件です。それでは説明をいたします。整理番号1について農業委員会意見書及び審査票は1ページから2ページ, 地図は2ページから3ページをご覧ください。

申請人は本市に居住する〇〇 〇〇氏で, 駐車場への転用です。申請地は, 大川出張所から南西約〇〇キロメートルのところに位置し, 駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設から300m以内にある農地であることから, 第3種農地に該当いたします。なお申請地は既に駐車場として転用されており, 以前に道路側の農地を農地法5条申請して, 許可を受けた際に, 申請地についても許可を受けたものと思っていたとの始末書が添付されております。また, 申請地の雨水処理は, 側溝に流水され, その他申請書類の審査の結果については, 農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明の方を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。次に調査委員の報告を求めます。

2番委員 (中野 和徳)

議案40号に係る調査は, 8月11日に, 3番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

申請地は, 東側と南側は駐車場, 北側と西側は宅地に隣接しています。現地は, 既に転用され駐車場として利用されています。雨水等については側溝に流されることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。よって, 追認はやむを得ないものと判断しました。これらを含めた申請内容は, 農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認め, 本件は許可相当と考えます。

以上で終わります。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件についての調査員の報告は, 許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第8，議案第41号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは議案第41号について、ご説明いたします。今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、6件です。整理番号順に御説明いたします。

整理番号1の事件については、製品置場、原木置場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地は、市役所から南約〇〇キロメートルの所で、農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるため、第3種農地に該当します。申請人は、本市にあります〇〇です。申請人は製品置場と原木置場として利用するため申請されました。申請地の雨水は自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果につきましては、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号2の事件については、事務所、倉庫、車庫、駐車場、資材置場への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地は、市役所から南約〇〇キロメートルの所で、農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。申請譲受人は〇〇にあります〇〇です。譲受人は国道の維持管理の工事を請け負い、〇〇にある作業所の敷地が手狭になったため、事務所、倉庫、車庫、駐車場、資材置場を建設するため申請されました。申請地は整地され、雨水は側溝に流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号3の事件については、一般住宅兼店舗への転用を目的とする所有権移転です。申請地の位置は、市役所から南約〇〇キロメートルの所で、農地の区分は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当します。申請人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は現在借家に住み、手狭となったことから、住宅兼店舗を建築するため申請されました。申請地の生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝に流水されます。その他申請書類の審査の結果につきましては、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号4の事件については、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所から北北東〇〇キロメートルの所で、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本

市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は現在借家に住み、手狭となったことから、一般住宅を建築するため申請されました。申請地の生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号5の事件については、一般住宅への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から東南東約〇〇キロメートルの所で、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第2種農地に該当します。申請譲受人は、本市に居住する〇〇 〇〇氏です。譲受人は現在借家に住み、手狭となったことから、一般住宅を建築するため申請されました。申請地は整地され、生活排水は合併浄化槽により処理され、敷地の雨水と共に側溝へ流水されます。その他申請書類の審査の結果については、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

整理番号6の事件については、通路敷地への転用を目的とする売買による所有権移転です。申請地の位置は、市役所三笠支所から北西約〇〇キロメートルの所で、農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当します。申請譲受人は本市に居住されている〇〇 〇〇氏です。譲受人は、申請地の奥に農地があり、公道から所有する農地への通路が無いため申請されました。申請地は現状のまま使用され、排水は、自然流下により流水されます。その他申請書類の審査の結果につきましては、農業委員会意見書及び審査票のとおりです。

以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

2番委員 (中野 和徳)

議案第41号に係る調査結果について報告します。調査は、8月11日に、3番委員及び私並びに事務局職員で行いました。個別の案件について整理番号1の案件から順次説明していきますが、整理番号1の案件から整理番号3の案件については、平成22年5月25日第23回総会決議に基づき現地調査を省略しましたが、事務局による事前調査を行っていますので、当日は申請書類及び事務局の報告により調査を行いました。

整理番号1の案件について、申請地は、東側と北側は宅地、西側は道路、南側は雑種地に隣接していました。申請地の転用に当たっては、法面保護を行うなどの措置をされることなどから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認め、許可相当と考えます。

整理番号2の案件について。申請地は、東側と西側は宅地、北側は道路、南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合す

ると認め、許可相当と考えます。

整理番号3の案件について、申請地は、東側及び北側は宅地、西側は道路、南側は駐車場に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから、周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認め、許可相当と考えます。

整理番号4の案件について、申請地は、東側は道路と宅地、北側は宅地、西側及び南側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認め、許可相当と考えます。

整理番号5の案件について、申請地は、北側及び南側は宅地、東側は道路、西側は畑に隣接していました。申請地の転用に当たっては、ブロック壁を設けるなどの措置をされることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認め、許可相当と考えます。

整理番号6の案件について、申請地は、北側、東側及び南側は畑、西側は道路に隣接していました。申請地の転用に当たっては、現状のまま利用され、通路として利用されます。申請地の排水は自然流下により流水されることから周辺農地への悪影響はないと判断しました。これらを含めた申請内容は、農業委員会意見書及び審査票のとおり立地基準及び一般基準に適合すると認め、許可相当と考えます。

以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

委員 ～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、許可相当であります。調査員の報告のとおり許可することにご異議ありませんか。

委員 ～異議なしの声あり～

議長 (石坂 務)

ご異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり許可することに決定いたします。

議長 (石坂 務)

日程第9, 議案第42号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について を
議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 (岩崎 展幸)

それでは議案第42号について、ご説明いたします。整理番号1の事件について、農業委員会意見書につきましては15ページ、地図の方については18ページから19ページの方をご覧ください。本件は、営農型太陽光発電施設への転用を目的として、〇〇年〇月〇日付けで農地法第5条による許可を受けた転用について、当初の事業計画を変更する農地転用事業計画変更承認申請です。本件は、太陽光パネルの架台の設計変更、また営農型太陽光発電は農作業に支障のある場合にフェンスを設置しなくてもよいということで、太陽光パネルを囲むフェンスを道路側のみに設置するように変更し、一時転用面積の減少が生じたため変更申請をするもので、一時転用の面積が全面積1,266㎡のうち0.952㎡から0.935㎡に減少するものです。その他申請書類の審査の結果につきましては、農業委員会意見書のとおりです。以上で説明を終わります。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。

次に、調査委員の報告を求めます。

2番委員 (中野 和徳)

議案第42号に係る調査は、8月11日に、3番委員及び私並びに事務局担当職員で行いました。

整理番号1について、許可を受けた農地や転用目的に変更はなく、太陽光パネルの架台の設計変更及び太陽光パネルを囲むためのフェンスは、営農型太陽光発電の場合、農作業に支障のある場合は設置しなくてもよいため、道路側のみフェンスを設置するよう変更し、一時転用の面積が減少するというものでした。したがって、今回の計画変更による周辺の農地への影響はないと思われま

よって、本件は承認相当と考えます。以上です。

議長 (石坂 務)

調査委員の報告が終わりました。これより質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件についての調査委員の報告は、承認相当であります。

調査員の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　(石坂　務)

ご異議なしと認めます。

よって、本件については承認することに決定いたします。

議長　(石坂　務)

日程第10，議案第43号 非農地証明願いについてを議題といたします。

本件は、本委員会が行った農地法第30条第1項の調査において非農地と判断し、また、本市農政課が行った荒廃農地の発生・解消状況に関する調査において農地に復元し、利用することが困難であると判定された土地であります。また、証明願いが提出された後に行った、農地利用最適化推進委員による再調査においても同様の結果でありました。したがって、本件については、非農地と判断することにご異議ありませんか。

委員　～異議なしの声あり～

議長　(石坂　務)

異議なしと認めます。よって、本件については、非農地とし、証明することに決定いたします。

議長　(石坂　務)

日程第11，議案第44号 農用地利用集積計画についてを議題といたします。

ただし、8番尻無濱俊幸委員が議事参与の制限に該当する案件がございますので、議事参与分以外を先に審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局　(川畑　幸博)

それでは議案第44号令和3年農用地利用集積計画書第8号について説明させていただきます。なお本計画書の公告年月日は、令和3年8月31日となります。

(議案資料にて説明)

以上議事参与案件外の1件を説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長　(石坂　務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。

質疑ありませんか。

委員　～質疑なしの声あり～

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。

ただいま議題となっている件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

議長 (石坂 務)

次に議事参与分の審議をしますので、8番尻無濱俊幸委員は退席をお願いいたします。

(6番田嶋輝男委員退席)

それでは事務局に説明をお願いします。

事務局 (川畑 幸博)

それでは引き続き説明をさせていただきます。資料は2番になります。

(議案資料にて説明)

以上議事参与に関わる案件を説明させていただきました。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長 (石坂 務)

事務局の説明が終わりました。これより、質疑を許します。質疑ありませんか。

委員 ~質疑なしの声あり~

議長 (石坂 務)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題となっている件について
原案のとおり決定することに異議ありませんか。

委員 ~異議なしの声あり~

議長 (石坂 務)

異議なしと認めます。よって、本件については原案のとおり決定いたします。

8番尻無濱俊幸委員の着席を認めます。

(8番尻無濱俊幸委員着席)

議長 (石坂 務)

以上で提案された議案については全て終了いたしました。それでは、その他皆さん方の報告などがありましたらお願いします。

委員 ~なしの声あり~

議長 (石坂 務)

事務局はありませんか。

事務局 (鍋藤 雄太)

ございません。

議長 (石坂 務)

それでは、ほかにないようですので、以上をもって総会を閉会いたします。

閉会時刻 9時33分

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人

書 記